

高齢者在宅福祉サービスのご案内

町では、在宅の高齢者及びご家庭で高齢者の介護をされているご家族の人を対象に様々なサービスを用意しています。

●ねたきり老人等介護手当支給

対象者

65歳以上で、要介護度3以上の対象者を在宅で介護している人。

内容

月額3,000円の介護手当を支給します。

●老人福祉車購入助成

対象者

おおむね65歳以上の高齢者もしくは60歳以上の身体障害者で、日常歩くのに杖などを必要としている人。

内容

老人福祉車（シルバーカー）購入費の1/3を助成します（限度額5,000円）。

●緊急通報装置の貸与

対象者

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、持病等で緊急時に不安のある人。

内容

病気などの緊急時に消防署、又は通報センターに通報する装置を貸与いたします（状況により安否確認装置もあり）。

●寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

対象者

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの家庭、及び要介護度4以上の在宅の高齢者で、寝具の衛生管理が困難な人。

内容

寝具類等一式（掛布団、敷布団、毛布）の洗濯、乾燥消毒（年2回まで）。自己負担630円/1回

●老人日常生活用具等給付

対象者

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で心身機能の低下に伴い、防火等の配慮を必要とする人。

内容

電磁調理器、火災警報機、自動消火器を給付いたします。ただし、前年度所得金額に応じて自己負担が、発生する場合があります。

●家族介護用品支給

対象者

要介護度4以上で、町民税非課税世帯の高齢者を自宅で介護している人。

内容

紙おむつなどの介護用品と引換のできる給付券を発行します。

●社会福祉法人の利用者負担額の軽減

対象者

- ・年間収入が単身世帯で150万円、1人増えるごとに50万円加算した額以下であること。
- ・預貯金が単身世帯で350万円、1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ・居住用以外に資産がないこと。
- ・親族等に扶養されていないこと。

上記のすべてに該当している人

※その他詳しくは保険課高齢者支援係までお尋ねください。

内容

社会福祉法人の提供する介護サービスの自己負担額を標準で25%軽減します。

サービスについてのお問い合わせは…保険課 高齢者支援係 ☎56 9 1 2 9

介護用品支給事業

（現在受付中です）

町では、左記の基準に該当する人の介護者に、紙おむつなどの介護用品と交換できる「介護用品給付券」を発行いたします。給付券は年間5回発行し、1回あたり15,000円分の介護用品と交換ができます。なお支給は認定した日の属する月分からの支給となります。

前年度該当になった人も再度の申請となります。

▼該当者Ⅱ要介護度4以上で、町民税非課税世帯の高齢者を自宅で介護している人

▼申請・問い合わせ先

保険課 高齢者支援係
☎56 9 1 2 9

